

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 平松の会

役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平松の会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、支給基準額について理事会を経て評議員会において決定し、各人に支給する。ただし、当分の間、報酬は日当のみとする。

2 役員等が理事会、評議員会へ出席したときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事会に出席した理事、監事

出席一回につき 5,000円（源泉所得税別）

(2) 評議員会に出席した評議員及び議案提案者等

出席一回につき 5,000円（源泉所得税別）

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、理事会及び評議員会等開催の都度、現金にて支給する。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会に出席した時の交通費は、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(その他)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

2 退職慰労金については支給しない。

附 則

この規程は、平成29年6月10日から施行する。